

大津地方裁判所委員会議事概要

1 日時

平成27年9月15日（火）午後2時から午後4時まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

3 出席者

（地方裁判所委員）五十音順・敬称略

太田公恵，沖慎之介，竹内寛，中塚正俊，西田眞基，西脇紀孝，廣瀬潤子，山本善彦

（事務担当者）

小野裕信，藤井祥裕，島田博敏，泉谷美津穂，島田幸彦，井上浩，白崎彰悟，藤原悟志

4 議事

(1) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から，前回委員会で委員から出された意見を踏まえて，裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ：裁判所へのアクセスについて）。

ア 裁判所ウェブサイトの見直しについて

イ QRコードを載せたポスターの作成について

ウ リーフレットへの問合せ窓口番号の記載及び配布方法の工夫について

エ 自治体の広報誌の活用について

オ 庁舎の総合案内板の作成について

(2) 委員から事前に要望のあった事項についての説明

事務担当者（大津地方裁判所刑事部裁判官）から，医療観察制度について説明した。

(3) 意見交換（テーマ：労働審判制度について）

労働審判廷見学の後，山本委員から労働審判の制度や実情について，事務担当者から労働審判制度に関する広報について，それぞれ説明を行った後，意見交換を行った。

発言要旨は，別紙のとおり

(4) 次回委員会の日程について

委員の都合等を調整の上，平成28年1月ないし2月ころに開催することとした。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【労働審判の制度概要・事件動向について】

- 労働審判についての裁判所の説明を聞いた感想や質問を伺いたい。
- 労働審判の基本的なスタンスは、歩み寄りの解決を探って進められるということでしょうか。
- ◇ 審判をするよりは、双方の落ち着きどころの良いところを探って、調停での解決を図るということになる。労働審判は、元々は、労働事件の中でも簡単な事件、審判がすぐにできるような争点が少ない事件が対象という構想であったが、実際に始まってみると、証拠調べを徹底して行わないと解決できないような複雑な事件がたくさん申し立てられている状況である。しかし、そのような事件であっても、労働審判には適さないからということで排除（24条終了）せず、申立代理人から、複雑な事件ではあるけれども調停での解決を考えているというような上申等があれば、労働審判の対象としている。
- 労働審判の新受件数について、年間20件程度で推移しているが、裁判所としては、労働審判に回した方が良い事案がもっとあると思っているのか、この程度が妥当な件数であると思っているのか、どちらか。
- ◇ なかなか難しい問題であるが、労働関係事件は、地裁に訴訟として提起される件数も少ない。正確な統計は用意していないが、新受件数はおそらく労働審判と同程度であると思われる。このことからすると、労働審判の件数については妥当な数であると考えている。

なお、労働審判は非常に有効な手続だということで、申立て件数が急増しており、労働審判員が不足するという事態が生じて、民事調停の手続を利用し、企業経験者の調停委員に入ってもらおうという運用を行っている庁もあると聞いている。ただし、当庁では、そこまでの件数の急増はない。

大津地裁では、労働者側、使用者側、各5人の労働審判員がおり、現在の件数を考慮すると、まだまだ受け入れる余地は十分にある。ただし、労働審判手続を利用する事件というのは準備が大変であり、弁護士への依頼が適当であることなどから、自ずと振り分けられて現在の件数になっているのではないかと思われる。

- 労働審判についての弁護士委員の感想を伺いたい。
 - ◎ 私自身がこれまでに関わった労働関係の案件としては、労働者性が問題となるような争点が複雑な案件が多く、本来労働審判が想定しているような案件に関わることは少ない。
- 労働審判は、3回で解決という迅速な手続であることから、その分解決の選択肢が狭まっており、解決の柔軟性という部分では劣っているという印象である。これは、本来

の労働審判に適する事件だけが必ずしも申し立てられているというわけではないという弁護士側の責任も大きいと考えている。

労働関係の紛争は日常的にたくさんあるが、弁護士に依頼するような案件は（費用面等から）少ない。そのため1人でできる手続というのは選びやすい。労働審判の利用を促進するためには、弁護士に依頼しやすい支援が必要であると考えます。また、労働審判についての弁護士の一層の理解も必要であると考えます。

- 労働審判による解決のメリットをどのように考えるか。
 - ◎ 労働審判官次第であるというのが率直な感想である。解決の方法、説得の仕方など、労働審判官の個性が重要であると感じる。事案について上手に見極めてもらえれば、もっと調停による解決ができると思う。
- 労働審判員についても同様ということではいか。
 - ◎ 労働審判員と直接話す機会はほとんどないので、労働審判官の個性が非常に大事であると思う。
- その他、質問、意見等はあるか。
 - 経営者側として期日に出頭される方はどのような方が多いのか。
 - ◇ 会社の規模によって様々である。小さな会社の場合は代表者自ら出頭することもある。事案について一番説明できる人に来てもらいたいので、例えば、解雇が問題の場合であれば、労務担当者や実際に解雇を告げた人など、1人だけではなく関係する複数の人に来てもらっている。一方、労働者側についても、代理人だけではなく本人にも必ず来てもらっている。
 - 3回の期日ということで、金銭的に解決する場合もあると思うが、その場で判断できる人が期日に来ていないと困るのではないか。
 - ◇ そのとおりである。会社側の代理人は、あらかじめ解決するのであればこの辺りで、というのを会社内で検討した上で期日に臨んでいると思われるが、調停案を一旦持ち帰って検討するという場合も多く、決定権限のある人が1回目の期日から来ていただく必要は必ずしもない。
- その他、制度そのものについての感想などはあるか。
 - △ 労働審判員にはどのような人がなって、そのことによりどのようなメリットがあるのか。
 - ◇ 個別の事件では、労働者側と使用者側から1人ずつ労働審判員として入ってもらおう。労働審判員は普段から社内で労使の紛争を担当している方なので、手続など抑えどころについてもよく分かっており、質問も的確である。

なお、労働審判員は、労働者側であっても、使用者側であっても、自身の側の肩を持つのではなく、審判の席では公平に意見を述べており、労働審判員の意見には当事者も納得をしている。そういった積み重ねが非常に大きく、調停での解決に納得してもらえらる。

- △ 民事調停を利用している庁もあるという話があったが、民事調停と比べて、労働審判の方がやりやすいと感じるか。
- ◇ 民事調停の経験が少ないため比較することは難しい。労働審判での、証拠調べをして、事実認定をして、それを踏まえた上で解決案を示すというところを労働審判だけでなく他の手続にも応用できるのではないかと考えた結果、労使関係紛争に携わっていた方を調停委員に任命して労働審判でやっていることと同じことを調停でもできるため、民事調停が有効な解決手段になっている庁もあるのだと思われる。

【広報について】

- 事務担当者からの説明に関する質問、効果的な広報、現状についての感想などはあるか。
 - リーフレットの配布について、単に郵送するのではなく、実際に持って行かれたというのは良い方法であると思った。

私もいろんな人から質問や相談を受けるが、裁判手続の利用や弁護士への相談について、お金がかかるというのが市民一般の考えだと思う。また、小さな会社だと、社長に気に入られなければ辞めるしかないというのが普通だと思われる。そのような小さな会社に勤めている人に対して、どのように広報をしていくのが課題であると思う。
 - △ リーフレットのコーナーに、先ほどの事務担当者からの説明で使用した、①労働審判、②民事調停、③少額訴訟、④民事訴訟についてのそれぞれの特徴が簡潔に記載された1枚ものの資料が貼ってあって、その下にリーフレットが置いてあると、分かりやすく、手に取りやすいのではと思う。
- 労働審判は、第1回期日までに準備すべき事項が多いため、弁護士等に依頼した方がスムーズに進む場合が多いと思われるが、その辺りを利用者に理解してもらう方法としてどのようにしたらよいかは課題である。この点について、弁護士委員はどのように考えるか。
 - ◎ 弁護士に依頼するのが一番良いが、費用がかかる。また、弁護士自身が労働審判をよく分かっていないという問題もある。また、私は月に6回無料法律相談をしているが、その中で労働審判に該当しそうな事案はほとんどない。

本当に必要としている人(救済すべき人)が利用できるようにならないといけないが、やはり費用の問題がある。解雇された人(給料を払ってもらえない人)に弁護士費用を出せというのは難しい。弁護士の理解も含め、労働審判を支える周辺の制度が必要ではないか。
- 利用すべき人がきちんと制度を利用できるようにするために、裁判所として行うべき環境整備はどのようなことが考えられるか。
 - 過払訴訟がひと段落して、次は労働関係のトラブルに関する訴訟だとも言われており、テレビでも法律事務所のCMを目にする。実際には訴訟に至らないようにするための方

策が必要である。会社経営者への説明、会社経営者からの社員への教育などが必要ではないか。まだまだPRが必要である。

- 先ほど検察官委員のお話にもあったが、事務担当者からの説明で使用了資料は分かりやすいと思う。ただし、マトリクスのようなものがあればもっと分かりやすいと思う。
- リーフレットについて、ただ送るだけでは送付先で置きっぱなしになるので、企業の方に職員の方が持って行かれたのは良かった。

【退任される委員の方々より】

- 今回の委員会で任期満了となる委員の方々に感想をお願いしたい。
- 委員については、勉強させていただくという気持ちで引き受けた。保護司としてすごく良い勉強をさせていただいた。委員として勉強させていただいたことを今後の社会生活に生かしていきたい。
- これまで裁判所は遠い存在のような感じがしていたが、裁判所の皆さんの働きを間近で知ることができて、個人的には非常に近くなったような気がする。ただし、一般市民の感覚からすると、まだまだ遠い存在であると思う。
リーフレットについては、まだまだ知らない方、見ていない、読んでいない方もたくさんいると思うので、裁判所がより一層市民にとって身近になるよう、どうか丁寧な広報を続けていただきたい。
- 委員会での議題は、私自身、改めて考える良い機会になった。裁判所が身近な存在になるというのは、なかなか難しいかもしれないが、今後ともリーフレットなどを使ったより良い広報を続けていただきたい。